広島県住民基本台帳法施行条例の一部改正（案）についての県民意見募集結果について

1　意見募集期間　平成23年9月15日～9月28日

2　意見数　2名，2件

3　意見の内容と県の考え方

お寄せいただいた御意見			御意見に対する対応・考え方
1	広島市佐伯区 60代 男性	住基ネットを利用した申請事務が数えるほどであり、今回の4事務も、正直あまり住民には関係がない（申請することがない）手続である。県の担当課が手続きの洗い出しを積極的にすれば、もっと増えるのではないか。 この状態では、住民に関係ない申請事務ばかりなので、住基ネットはなくても良いとの考えも一理あると思う。 費用対効果に見合う運用を大前提とすべき。	広島県においては，平成19年度から県独自利用による住基ネットの利用を開始しておりますが，その際，住民の皆様が住民票の添付を省略できる事務として13の事務を選定しております。 今回，新たに事務の洗い出しを行った結果，住民の皆様が住民票の添付を省略できる事務1つを含む4つの事務について，住基ネットの利用を適当と判断しました。 今後も，社会情勢の変化等を踏まえながら，住民の利便性向上と行政の効率化の観点から，住基ネットの有効活用を検討して参りたいと考えています。
2	広島市中区 60代 男性	住民基本台帳を使用して生存確認調査を行う作業が可能となるように条令を変更していただきたいと思います。 （がん対策の立場から） 広島県のがん登録は、国内でもトップクラスの精度の高さを達成していると言えます。広島県民に対するがん対策を立てていくためには、がんに罹患した住民の生存状態がどうなのかと言う生存情報がどうしても必要となります。これが明らかになってくれば、将来の受療者数、すなわちがんに罹患して治療を受けている患者の数の推計なども可能となってくるのです。正確な死亡情報・罹患情報・生存情報をもって、効果の期待できるがん対策を立てるべきです。 （生存確認調査の実施） 生存を確認するためには市町が生存を確認するべき一人一人について住民票を精査することになるのですが、個人情報の漏えいを防ぎながら行うこの作業は、時間と人手がかかる作業となることが予想されます。しかしもしここで住民基本台帳が使えることになれば、住民サービスの向上ならびに行政事務の効率化が可能となります。住民の公衆衛生的な対策につながる重要な情報を可能な限り早く得ることは、正確な情報を基に今後の日本一のがん対策を立案するためには是非必要です。現時点で広島県のがん罹患数は毎年18,000名前後で、罹患から5年を経て生存している患者は8,000名を越えると見込まれます。この人々について生存情報を確認しなければならないと考えていますが、今後の高齢社会の進展はがん患者の著しい増加を予想させます。そして当然ながら生存確認すべき対象者の数も飛躍的に増加することでしょう。毎年行っていかなければならないこうした調査の重要性に鑑み、是非住民基本台帳の使用が可能となりますようにご高配賜りたいと考えます。	住基ネットを利用し，生存確認調査を行うことにより，生存率を算出し，がん対策の企画，評価に役立てたいと考えております。